

(平成 29 年度提言)

要 旨

昨年 9 月に公表された林野庁の「新たな森林管理システム」、今年 3 月に国会に上程された「森林経営管理法案」に関して検討した結果を要約して述べると以下の通りである。

1. 今回はきわめて重要案件であるにもかかわらず、①有識者等研究会の欠如、②林政審議会への諮問・答申の欠如、③林政審議会での審議不足、④パブリックコメントの欠如、⑤自民党林政小委員会や規制改革推進会議の関与、といったきわめて異例の経緯・手続きで事態が進行した。結果的に、秘密主義、拙速主義、非民主主義的プロセスと言われても仕方のないものに陥ったとした。
2. 「新たな森林管理システム」では、50 年生以上の人工林がまもなく半数を超えるとして、短伐期皆伐方式による「主伐・再造林論」を前面に打ち出してきた。この捉え方の問題性を平成 26 年度提言も踏まえつつ厳しく指摘した。
3. 「新たな森林管理システム」では、川下中心の産業政策としての「林業の成長産業化」が前面に打ち出された結果、「山元への利益還元」論や「自伐林業」論、さらには「森林の多面的機能重視」などがほとんど消えてしまったことを指摘し、さらに今の枠組みでは「林業の成長産業化」の達成は困難とした。
4. 「新たな森林管理システム」では、「森林所有者は森林を経営する意欲がない」としているが、データの意図的誤読による結果であり、根拠のない決めつけであることを明らかにした。
5. 「新たな森林管理システム」では、「素材生産業者等」(≒伐採業者)を今回初めて「林業経営者」として措定した。「林業の担い手」を「素材生産業者等」とすることについては、科学的根拠が提示されておらず、「素材生産業者等」を「林業経営者」と措定することは、実態的にも科学的にもきわめて問題が多いことを指摘した。
6. 「森林経営管理法案」では、「森林所有者」に経営管理実施義務として「適時に伐採、造林及び保育」を実施すること(実質的に短伐期皆伐方式)を課しているが、その法的な根拠、森林施業論的な根拠が明示されていないことを指摘するとともに、主伐をしないことも立派な経営判断であることを述べた。

7. 「森林経営管理法案」では、市町村が森林所有者から「経営管理権」を集積する際に、「確知所有者不同意森林に係る特例」を制度化している。この規定は森林所有者の意向を無視しうるきわめて強権的な性格を持つものであり、実際に適用された場合には憲法の保障する財産権の侵害になる可能性が高いことを指摘した。

8. 「森林経営管理法案」では、市町村長による森林所有者に対する「災害等防止措置命令」を新たに制度化している。この制度については、①森林所有者が行う施業と災害等との関係について、科学的な根拠が明示されていないため、市町村長が命令を下すという判断の根拠が存在しないこと、②森林所有者に周辺や下流域の公益的責務を課すことの法的、科学的根拠が存在しないこと、③森林法条の「保安林制度」との間に決定的な齟齬があること、④市町村長による代執行制度、森林所有者費用負担制度も問題が多いこと、などを指摘した上で、本制度の強権性については、違憲性の疑いが強いことを指摘した。

9. 「森林経営管理法案」では、市町村にきわめて過大な業務を負わせることにしている。市町村にそこまでの業務を課す根拠を問うとともに、体制の不備とそれに対する都道府県による「代替執行」制度に対する危惧を指摘した。

10. 「森林環境税（仮称）」については、その用途について林野庁が決めることによって、林野庁の政策の補完に使用されることに反対するとともに、産業政策補完ではなく、地域政策（例えば条件不利地域政策）に使用されるべきとした。

11. 以上に見た私有林に対する新たな林政は、1年後には国有林をも対象として展開させようという企画が進行している。「民間活力の導入」としての企画だが、この点については、強い危惧の念を表明するとともに、国有林問題について、林野庁任せにせず、「国民有林」として広く社会的に議論すべきとした。

12. 「森林経営管理法案」については、自然科学的、社会科学的根拠を欠くとともに、国際標準である「持続可能な森林管理（経営）」の理念に反する可能性が強いことを指摘した。その上で、「森林・林業基本法」及び「森林法」の延長として、川下木材産業への木材の大量低価格安定供給を意図した「森林経営管理法案」については廃案とし、いままでの森林法制体系全体をゼロベースで見直す作業を開始すべきであると主張した。